

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題39	地域における意思疎通支援の実態に関する調査研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	各都道府県及び市町村の意思疎通支援事業等の実施状況や意思疎通支援者の活動実態等について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、障害者の情報取得やコミュニケーションが困難な状況が見られ、地域における意思疎通支援の重要性が改めて確認された。 ・ これを踏まえ、地域における意思疎通支援事業等の実施状況や、意思疎通支援者の活動実態等を明らかにするとともに、潜在的なサービスやこれを担う人材についてのニーズを把握する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全都道府県及び市町村に対する調査の実施（調査項目の立案、調査票の作成・配布・回収・集計） ・ 調査項目の立案に係る先進自治体等へのヒアリングの実施 ・ 調査結果の分析、考察
求める成果物の活用方法（施策への反映）	意思疎通支援事業等の実施状況や、意思疎通支援者の活動実態等の基礎資料と位置づけ、人材確保に資するための政策立案や予算要求についてのデータとして活用する予定。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官（3072）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 40	地域の発達障害者支援機関等で実施可能なペアレント・トレーニング実施テキストの作成
補助基準額	300万円を上限とする。
事業概要	発達障害支援での家族支援として重要とされるペアレント・トレーニング（以下 PT）について、地域の発達障害者支援機関等における実施拡大を目的として、PT 実施テキストを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の家族支援プログラムとして PT の重要性は広く認知されており、実施展開を希望する地域や機関も多い。H30 年度より「発達障害児者及び家族等支援事業」を創設し、その中での「家族のスキル向上支援事業」にて家族支援プログラム PT の実施が都道府県および市町村にて可能となっている。しかし、日本における家族支援プログラム PT は複数のプログラムスタイルが存在する現状があり、実施運営の方法等も十分に示されていない等、PT を実施しやすい地域体制等が十分に整備されていなかった。 ・ そのような中で、令和元年度障害者総合福祉推進事業にて、発達障害者支援における PT のプログラムについて、プログラムの核となる要素であるコアカリキュラムを含めた基本プラットフォームを作成した。これにより、日本における PT のプログラム基準が示された。 ・ 本事業では、基本プラットフォームに基づく PT の普及を目的として、PT 実施テキストを作成する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度障害者総合福祉推進事業の成果である PT 基本プラットフォームに基づいた実施テキスト（案）作成 ・ 作成された PT 実施テキスト（案）に基づき PT を実施し、テキストの内容や実施の進め方等についてヒアリング調査を行い、PT 実施テキスト（案）を検証する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚労省ホームページへの掲載 ・ 自治体への周知 ・ 発達障害者支援センター職員研修、発達障害者地域支援マネージャー研修会、他、発達障害に係る国研修での講義や演習の設定
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（3144）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 4 1	在宅障害者の受診援助及び福祉関係者の医療機関との連携に関する実態調査
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	在宅の障害者が医療機関を受診したり治療を受けようとする際の困難性やそれを解消するための支援、あるいは支援を行う際の医療機関との連携について実態を把握し、好事例を収集する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の知的障害者をはじめとして障害のある人が医療機関を受診しようとする際には様々な困難があるとの声がある。 ・ それらの者が受診しようとする際には、福祉専門職等による支援が必要な場合がある。 ・ 以上のようなことから、障害者の医療アクセスに関する実態や福祉関係者と医療機関の連携について実態を調査し、好事例を収集する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体や相談支援事業所等へのヒアリングや質問紙等による事例収集調査。 ・ 調査及び報告書の編集に関する検討の実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を鑑み、委員会の設置によるものには限定しないが、多様な立場の識見を聴取する方法を採ること。）。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告書及び好事例集の作成。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 4 2	障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	障害者虐待防止法に規定されている、学校、保育所等、医療機関での障害者虐待のいわゆる間接的防止措置として求められる対応内容について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条において、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずることを義務付けている。しかし、これらの間接防止については関係機関の独自の取組に委ねてきており、必ずしも統一されたものでないことから、各関係機関において求められる間接的防止措置について統一的に整理、周知する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止のための間接的防止措置において求められる項目についての調査、整理。 ・ 好事例へのヒアリング（オンラインも含む）や詳細なアンケート調査 ・ 既存の法制度や取組等の調査 ・ 有識者による検討委員会の開催
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の間接的防止措置について求められる方策を関係機関に周知する際の参考資料として活用。
担当課室/担当者	障害福祉課地域生活支援推進室 虐待防止専門官（3040）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4 3	摂食障害治療及び支援の実態把握及び好事例の把握に関する検討
補助基準額	900万円を上限とする。
事業概要	摂食障害治療および支援を行っている関係機関に対して、実態調査を行い、摂食障害の治療及び支援の課題を整理し好事例の提示を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本邦における摂食障害の患者数は約 22 万人と推定されており、重度のものでは生命の危険が及ぶことがあり、積極的に支援すべき精神疾患の1つである。摂食障害には認知行動療法など有効性の示されている治療方法があるにも関わらず、標準的な治療の普及は十分に行われていない。 ・ また、摂食障害治療支援センターは治療のみならず、摂食障害のある人がその人らしい生活を送るための様々な相談支援や、地方自治体・医療機関・学校等様々な機関との連携を担う等、摂食障害のある人の支援の中核であるが、設置は4県に留まっており拡充が求められている。 ・ このため、摂食障害治療支援センターを中心に本邦における摂食障害治療の実施状況や摂食障害のある人に関し、地方自治体、福祉サービス事業所、学校等地域における様々な関係機関による連携支援の状況について実態を把握し、課題を整理した上で好事例の提示を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本全国で摂食障害の治療を担っている医療機関に対して、診療患者数、重症度、治療方法、身体科との連携、福祉サービスの利用や、就学状況、就労支援状況等についてアンケート調査を実施する。 ・ 特に、摂食障害入院管理加算を算定する等積極的に摂食障害治療を行っている医療機関に対して、診療実態の調査や地域における様々な関係機関による連携や支援の状況の把握を行うと共に、治療支援センターの指定に関する課題の調査を実施する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	摂食障害治療および支援の実態を把握することにより、摂食障害の標準的な治療を普及させるための具体的な検討、並びに、摂食障害治療支援センターの利用による治療および連携支援の好事例を提示する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課心の健康支援室 課長補佐（3105）